

平成 26 年 5 月 30 日

江戸川区長

多田 正見 様

公共事業改革市民会議

代表 橋本 良仁

**「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の
「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する
公開質問書（その 5）**

江戸川区は、現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立てようとしています。私たちはそのように公権力を行使した強制立ち退きから地元住民の生活を守らなければと考え、昨年 9 月 30 日以降、江戸川区に対して、『江戸川高規格堤防整備事業』と一体の『北小岩一丁目東部土地区画整理事業』に関する公開質問書」を四度提出してきました。

本事業はすでに当初の予定より大幅に遅れ、2016 年 5 月完成見込みは現実性を失っており、今の時点で、本事業を根本からも見直さなければならないにもかかわらず、江戸川区はいまだに直接施行（家屋の強制取り壊し）を強行する姿勢を変えようとはしません。

このような状況において、私たちは地元住民の生活を守るため、江戸川区に対して下記のとおり、5 回目の公開質問書を提出することにしました。真摯にお答えくださるよう、お願いします。

1 盛土工事の事業主体について

「土地区画整理法による事業計画が変更されない現状で、盛土工事を国交省が実施するのは土地区画整理法に抵触することになる」

前回の質問書で、次のことを質問しました。

「土地区画整理法に基づく江戸川区の北小岩一丁目東部土地区画整理事業では、盛土工事の事業主体は江戸川区です。現在、盛土工事の事業主体を国交省に変えるために、今年 1 月から事業計画変更の手続きがされていますが、区の思惑通りに進んだとしても、変更手続きが完了するのは来年になる可能性が高く、現時点で国交省が盛土工事を行うのは土地区画整理法違反になるのではないのでしょうか。」

それに対する江戸川区の回答は次のとおりでした。

「国が平成 26 年度に予定している工事は、河川法に基づく高規格堤防の整備のための工事となります。また、区が変更手続きをしている本事業計画の変更内容は、土地区画整理事業上で高規格堤防の整備を行う内容ともしていません。よって、国が平成 26 年度に予定している工事が、本事業計画の変更手続きが終わってからでなければならないとするご指摘には当たらないと考えます。」

この回答は不明瞭であって、質問に対してまともに答えているとは思われません。そこで、盛土工事の事業主体について再度質問します。

（１）事業計画変更案の内容について

まず、事業計画変更で造成計画の内容がどのように変わるかを確認したいと思います。

現事業計画

「造成計画

本地区周辺部との高低差を解消し、防災機能の向上や宅地の利用増進を図るため、盛土整備を行う。」

今回の事業計画変更案

「造成計画

国土交通省が施行する高規格堤防整備事業との共同実施になったことを受け、高規格堤防整備事業の施行範囲については、同事業により造成した高規格堤防の上に本事業による造成を行う。」

現事業計画と事業計画変更案の造成計画は上記の内容で間違いはないでしょうか。

（２）現事業計画および事業計画変更案の盛土工事の事業主体

上記の造成計画の内容を見ると、現事業計画では盛土工事の事業主体は土地区画整理事業の事業主体（江戸川区）と同一であり、一方、事業計画変更案では高規格堤防整備の造成（盛土）工事の事業主体は国交省となります。このことに間違いはないでしょうか。

（３）現時点での盛土工事の事業主体

以上のことを踏まえれば、事業計画の変更手続き中であって、現事業計画が生きている現状においては盛土工事の事業主体は江戸川区しかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）江戸川区・国交省の協定と土地区画整理法

国土交通省関東地方整備局長と江戸川区長が平成 25 年 5 月 30 日に「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」を締結

し、高規格堤防の盛土工事を国土交通省が実施することに同意しました。しかし、これはあくまで区と国の間の協定であって、土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了してはじめて、この協定は法律の裏付けを持ったものになります。そのために、今年1月下旬になって、この協定に沿った事業計画変更の手続きがはじめられたのです。土地区画整理法に基づく事業計画の変更が完了しない段階で、区と国の協定にどのような法律の裏付けがあるのかを明らかにしてください。

（５）土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱

以上述べたことを整理すると、土地区画整理法に基づく現事業計画では区が区画整理事業の一部として盛土工事を行うことになっており、事業計画変更後は盛土工事を国交省が行い、その上の造成は区が行うことになります。

よって、現事業計画の段階で、国交省が盛土工事に着することは明らかに土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱したものであり、土地区画整理法に抵触することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

２ 事業計画変更の今後の見通し

江戸川区は今年1月下旬に本事業の事業計画変更の手続きを開始し、2月に東京都に事業計画変更案を提出しました。

（１）江戸川区が考える見通し

江戸川区は、この事業計画変更がいつごろ完了すると見ているのでしょうか。区が考える今後の見通しを明らかにしてください。

（２）東京都区画整理課の話を踏まえた見通し

私たちが4月に今回の事業計画変更の見通しを東京都区画整理課に問うたところ、次の説明がありました。

東京都の説明

「① 意見書提出者から口頭陳述の希望があったので、まず口頭陳述のやり方について東京都都市計画審議会にかける。

② 口頭陳述の場を設けて速記録をつくり、意見書とともに事業者に送付する。

③ 意見書と速記録に対する事業者の見解が事業者から提出される。

④ 意見書、速記録、事業者の見解を含めて事業計画変更案を都市計画審議会にかける。

今年5月15日の都市計画審議会はすでに議題が決まっているので、①はかけられない。秋以降の審議会になる。」

この説明で注目すべきことは 東京都都市計画審議会に 2 回かける必要があるということです。東京都都市計画審議会は頻繁に開かれているのではなく、昨年度の開催は 5 月 8 日、10 月 30 日、12 月 20 日、2 月 7 日でした。

このような審議会の日程を前提とすると、まず審議会に口頭陳述のやり方を諮り、続いて②の作業で数カ月、③で 1 ～ 2 カ月はかかるでしょうから、④の審議会の審議まで行くのは早くても来年 2 月頃になると考えられます。

さらに、本事業の計画決定の際は都市計画審議会の答申が出てから（2011 年 3 月 14 日）、事業計画の決定（5 月 17 日）まで 2 カ月かかっています。

以上のことを踏まえると、今回の事業計画の変更が事業者の思惑通りに行ったとしても、事業計画の変更がされるのは来年 3 ～ 4 月頃になる可能性が高いと考えられます。

このことについて江戸川区の見解を示してください。

（３）国交省が土盛り工事に着手できる時期

1 で述べたように、事業計画変更が完了しない限り、国交省が盛土工事に着手することはできません。事業計画変更が完了するのは上記のとおり、来年 3 ～ 4 月頃になる可能性が高いのですから、国交省が盛土工事に着手できるのは来年 3 ～ 4 月以降になるのではないかと考えられます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）本事業の完成時期

高規格堤防整備と区画整理の事業が完了するのは 2016 年 5 月と予定されていますが、それは今年の早い時期から高規格堤防の整備工事を開始した場合の話であり、実際には来年 3 ～ 4 月以降の整備工事開始になるのですから、たった 1 年少しで整備工事が終わるはずがありません。となれば、2016 年 5 月の完成予定時期を大幅に遅らせざるを得ません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

３ 部分盛土について

移転が計画通りに進まないため、江戸川区は、移転が終了した場所を対象として、高規格堤防のための部分盛土工事を始めることを国交省に要請したことが、5 月 9 日開催の区議会建設委員会の質疑で明らかになりました。このことについて以下、質問します。

（１）部分盛土工事開始の要請について

江戸川区が国交省に対して高規格堤防のための部分盛土工事を始めるように要請した時期と、公式文書で要請したのかどうかを明らかにしてください。

公式文書で要請したならば、その文書を公開してください。

（２）部分盛土工事の現実性について

本事業の予定地に現存する家屋は現在、９棟ですが、その９棟はかたまっているのではなく、予定地内で比較的散らばっています。したがって、部分盛土工事は現実には困難であると考えられますが、このことについて江戸川区の見解を示してください。

（３）部分盛土で造成した高規格堤防の安全性について

本事業の高規格堤防の範囲は決して広いものではなく、一体的に造成することが必要です。部分盛土で高規格堤防をつくると、堤防内に不連続部分を発生させ、強度や安全性に問題が生じることが予想されます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）部分盛土工事も事業計画変更が完了しない限り、事業計画に抵触

１で述べたように、事業計画変更が完了しない限り、国交省は江戸川区に代わって盛土工事を行うことはできません。それは部分盛土工事でも同様です。土地区画整理法に基づく事業計画を逸脱することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

４ 直接施行の方針と地元住民との話し合いについて

去る４月１８日の毎日新聞に、「江戸川区、７月以降手続き、直接施行の方針、解体工事費に１億円」という見出しの記事が掲載されました。以下、このことについて質問します。

（１）「江戸川区、７月以降手続き、直接施行の方針」について

この記事には、「立ち退きに反対している住民の住居を区が今年７月以降、強制的に解体する直接施行の手続きに入る方針を固めた」と書かれていますが、これは事実でしょうか。事実ならば、その方針の内容を詳しく説明してください。

（２）地元住民との話し合いを続けることについて

この「７月以降手続き、直接施行の方針」が事実ならば、地元住民は江戸川区と話し合う気持ちも失せてしまうに違いありません。

前回の質問で「反対住民の切り捨て」を考えているのではないかと指摘したことに対して、江戸川区は「質問書にあるような考え方は持っておりません。現在地区に残られている方に対しては引き続き話し合いを続けていき、できる限り早くご納得いただき、移転していただくようお願いしていきます。」と回答しています。

引き続き話し合いを続けると言いながら、一方で、反対住民の住居を取り壊す準備を進めるというようなことがあってよいのでしょうか。脅しをかけられながらの話し合いなど、できるはずがありません。それは話し合いではなく、公権力を持って地元住民を屈服させる場でしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

（３）「解体工事費に１億円」について

この記事では「2014 年度予算の予備費から最大約 1 億円を解体工事費などに充てる」と書かれています。

1 億円は江戸川区民の税金です、区民の税金をこんなことに使ってよいのでしょうか。もとはと言えば、本事業は江戸川区が個々の住民との話し合いをしないまま、事業を強行してきたために、厳しい対立関係が生まれてきたのであって、現在の事態は区の失政が招いたものであると言っても過言ではありません。

区の失政の後始末に 1 億円という巨額の区民の税金を使うようなことが許されるのでしょうか。

このことについて江戸川区の見解を示してください。

（４）地元住民と徹底した話し合いを！

現在の状況を打開する道は、江戸川区が直接施行の方針を捨てて、居住している地元住民と誠意をもって、とことん話し合いをしていくしかありません。私たちは、江戸川区が地元住民との徹底した話し合いを真摯に行うことをあらためて求めます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

以上